

# 防衛大人権侵害裁判を支援する会 支援する会ニュース 第10号 2018.6.08

発行 防衛大人権侵害裁判を支援する会

〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50エルビービル6階 福岡平和フォーラム内

TEL 092-633-3745 FAX 092-633-3310

Mail peace@fukuoka-forum.jp

## 第13回口頭弁論（証人尋問・被告）

5月28日（月）午後1時10分 本館301号法廷

第13回口頭弁論は5月28日（月）13時10分より地裁301号大法廷で開かれました。傍聴者69名の参加でした。最初にK被告に対して赤松秀岳弁護士、O被告に対して井下顕弁護士による証人尋問が行われました。今回の尋問は、被告たちの口では表せない数々の卑劣な行為、人権侵害の実態が明らかとなりました。「まさかこんな卑劣な行為が実際に行われている」ことに対して傍聴席から悲痛な声が飛び交いました。非常に巧妙で計画的で悪質です。徹底して法廷で明らかにさせ支援の輪を広めて行かなければなりません。



### 報告会

裁判終了後、大手門パインビルで行われました。進行は支援する会の森部聡子さんの司会で進められました。会を代表して挨拶に立った石村善治さんは、「本日は13回の裁判ということで法廷を埋め尽くして頂きました。今日の裁判で、防衛大学校の中で今まで聞いたことがない考えられない卑劣な行為が行われていることが明らかになり腹立たしく思います。頑張って支援していきましょう」と訴えられました。

弁護団からの報告は赤松秀岳弁護士、井下顕弁護士、佐藤博文弁護士の順で、それぞれ証人尋問を終えての問題点、今後の課題について提起されました。その後、活動報告、意見交換と進められました。

次回14回裁判も証人尋問が続きます。いよいよ大きな山場を迎えます。ご支援のほどよろしくお願ひします。尚、当日のカンパ金は28,375円でした。ありがとうございました。

### 弁護団からの報告会

弁護団／赤松秀岳弁護士



**K被告「悪ふざけ」でやったと弁明  
一許されない！**

今日は沢山傍聴に来て頂きましてありがとうございました。

今日は被告KとOの証人尋問でした。役割分担と

して、私がK被告、O被告について井下先生からお話しして頂きたいと思えます。

被告Kは一年生の前期と一年生の秋に加害行為を行っているということです。今回お分かり頂けると思えますが、一つは、粗相ポイント。それからその中で出された体毛を燃やされるファイヤー。もう口にするのも恥ずかしい加害行為であります。

K被告の主張は「悪ふざけ」であると。「本当はもっと厳しい体罰を防衛大内ではするんだ、それを悪ふざけに変えるのが粗相ポイントであって、その一環としてのファイヤーだ。これは民法上の不法行為という違法性はないんだ」、こういう主張であります。

それに対して獲得目標として、今日の尋問でここだけは引き出したいと思ったのは、本人は「悪ふざけ」であっても、被害者の方は「いやだ」。何か嫌なことを強制させられる、これはもう「ハラスメント」です。例えば、セクハラでは加害者の男性の方は軽い気持ちで性的なジョークを言う。全然悪いと思っていない。ところが言われた女性は非常に傷つく。おそらく同じ図式なんだと思います。K被告は「悪ふざけ」でやったと、そういう弁明をしています。

## K被告の行為ハラスメント一許されない

原告本人にとっては行きたくない風俗店に行かされて、それを断ると先ほどの体毛ファイヤーを強制させられる。これは風俗店に意に反して行けと言っているわけでありまして、これは立派なハラスメントです。ハラスメントは民法上不法行為であります。こういう視点を明確にさせたいということ。それからファイヤーの結果、原告は火傷を負っています。K被告は否定してきていますが、裁判官は「火傷を負ったんじゃないですか」という理解をしているようです。今日はこういう認識・印象を持ちました。

それからもう一つは反省文です。反省文につきましても、これは刑法上強要罪です。これもハラスメントです。4年生が1年生に執拗に反省文を書き直させて4年生の立場を利用して、これは立派なパワーハラスメントです。民法上不法行為であります。これを明らかにさせていきたいということです。

## 防衛大における「反省文」という恐ろしい実態

それから今日意図せず原告側から話が出たので、防衛大での反省文について突っ込んできました。お分かりになられた方もおられると思えますけど、例

えば、靴の並べ方がまずかった。そうすると自分が悪うございましたと、自分が二度とこういうことを繰り返さないためにはこういうことに注意したいと思えます。反省文とはそういうものをイメージするんですね。

ところが防衛大では、そうではなく自分以外の中隊の全員がそういうことをしないために何をすれば良いのか、これを書かせる訳です。これはとてつもない負担になりまして、他の人が何するか責任持てないし、逆に言えば、突っ込みどころが無限にあるわけです。これを書かされる方としては永遠に繰り返し繰り返し書いていかななくては行けない。これが防衛大における反省文の恐ろしさです。恐らく裁判官もそこのところを十分に分かっていたら、よかったと思えます。そこを今後、弁護団としては主張していくために、とっかかりだけでも掴んでおきたいと思えます。今後の目標としていきたいと思えます。

## 弁護団／井下顕弁護士



## 行為の違法性が問われている尋問

皆さんお疲れ様です。弁護団の井下顕です。私は被告Oの尋問を担当しました。

この事件を象徴する原告Kの遺影の写真があります。新聞報道もありましたけれども、この遺影をS被告がラインにアップした。その直後に、今日尋問したO被告が12分間もの間、700個以上の絵文字を原告Kに送り続けるという、この行為の違法性が問われている尋問でした。

O被告は何と言っているかと言いますと、原告Kがラインにアップされた遺影を見て嫌な思いをさせないためにO被告がラインの絵文字を送って、それを見えないようにするんだ、こういう嘘を言っていたんです。ところで、O被告の代理人の大久保弁護士が主尋問の中で、O被告に対して「原告がうつ病であったか知っていますか」の問いに、知らないとい

答えたんです。しかし、O被告の供述調書にそう書いている。「いや、供述調書では嘘の誘導を行われました。」、O被告はこのように発言をしました。私も刑事事件をやります。確かに、ときに、供述調書というのは自分の思っていないことを捜査官の誘導によって言われる可能性がないわけではない。これは否定できません。しかし、裁判官はそんなこと一切信じません。裁判官は、私たちがどんなに抵抗しても供述調書に書かれたものは、そのまま真実だという認定をしますので、逆に言うと、O被告が「供述調書では嘘を言われました」と言っても裁判官は「なに言ってんの」という話になると思います。それから、今日、私はあくまでも事実関係を積み上げながら、O被告に迫ったつもりなんです。最後に上原裁判官が補充尋問の中で、O被告に対し、ちょっと怒ったように尋問している感じがしました。裁判官は、O被告に対し、「あなたは遺影がラインにアップされた時、どこにいましたか。」、「なんで“お”とか“え”とか“か”とか“0点”とかいうものを、絵文字のスタンプ以外に押したんですか。」と非常に鋭い調子の追及でした。それに対して、O被告は、打つのを間違ったと言っていました。これはとても信用してもらえないでしょう。

### 非常に巧妙で計画的

本日は、ラインの仕組みをずっとお話してきましたので、この中にはラインをされていない方が沢山おられるのではないかなと思うので、どう説明していけば良いかなと思うんですけど。要はですね、このライングループには、もともと30人ぐらいのメンバーがいて（携帯電話の画面みたいなところ）、そのグループに投稿します、例えば、「こんにちは」と入れると、30人のグループ全員に配信されるんです。要するにメーリングリストみたいなもの。そのメーリングリストみたいなのライングループに、S被告が原告の遺影をアップしたんです。そしてその後、それに対し、OKというような共感するようなメールが続く。しかしその後、グループから二人ぐらい退会をするんです。多分良心が傷んだ人がいたかもしれません。その後、30分ぐらいしてですね、O被告がグループ全員を退会させるんです。原告を残して。つまり、そのグループラインの中には、O被告と原告Kさん二人しかいない。そういう状況を

わざと作り出すんです。これは何故かという、そこを明確にO被告は言えないんです。何故かというグループラインですと、3人以上ライングループにいれば、“既読”マークがついても、だれがこのメールを見たか分からないからです。全員退会させて、自分と原告の二人きりになりますと、“既読1”というマークが付きますから、必ず原告が見たと分かる。それを確認するためにこのラインから全員を退会させたんです。非常に巧妙です。計画的です。

### O被告の狡猾・卑劣はとても許せない

振り返って考えますと、遺影が送られてから、O被告がこういう行動をするまで30分間あるんですね。その間、本当はO被告はS被告と色々な話をしてはいるはずなんです。あれこれ策を練ってですね。ところがO被告は、自分は30分後に気づいて、1分かそこらで原告を除く全員を退会までさせたと言いました。だれが聞いても信じがたい話です。その後、O被告は原告に対し、724個の絵文字を12分間にわたって送り続ける。私も原告のアイホンに残っていた724個ずっと見せてもらいました。本当に疲れます。ずっとラインに絵文字が送られますとその都度「ピコン」と音がするんですね。それが12分間も鳴り続けるんです。その状態というのがどれだけ恐怖だったのか。今日そこまで追求できなかった部分もありますけれども、その辺は書面とかでも出していきたいと思います。

このようなO被告の狡猾さといいますか、卑劣さといいますか、あたかも自分は原告のためを思ってやったんだというような、そんな弁明をするという卑劣さはとても許せないです。O被告は狡猾です。最後の最後まで嘘を貫き通しましたし、あの弁明を無理だとわかっていながら弁明を続けました。私はO被告の尋問が終わった後、O被告を見ていましたが、彼はしばらくぼうっとしていました。そしてその後、裁判が終わって、視線を感じるんです。ふと見たらO被告がこちらをじっと見ていました。何か言いたかったのかと思いました。私も言ってあげようと思いましたけれども…それはやめました。

今日どこまで尋問が成功したかわかりませんが、最後に上原裁判官が、怒ったように補充尋問をしていたということは非常に印象的だったと思います。

(\* 弁護団報告の見出しは事務局で付けました)



「情報を共有」フェイスブックにアップ！  
「防衛大人権侵害裁判を支援する会」で検索

## この間の裁判経過

第1回	審理	2016年5月23日(月)	地裁303号法廷
第2回	個人・国	2016年7月11日(月)	地裁303号法廷
第3回	個人・国	2016年10月4日(火)	地裁303号法廷
第4回	個人・国	2016年12月6日(火)	地裁303号法廷
第5回	個人・国	2017年3月6日(月)	地裁301号法廷
第6回	個人・国	2017年6月19日(月)	地裁301号法廷
第7回	個人	2017年9月4日(月)	地裁301号法廷
第8回	個人・国	2017年10月16日(月)	地裁301号法廷
第9回	個人・国	2017年12月11日(月)	地裁301号法廷
第10回	証人尋問	2018年2月20日(火)	地裁新館1号
第11回	証人尋問	2018年4月25日(火)	本館108号
第12回	証人尋問	2018年4月26日(水)	地裁新館1号
第13回	証人尋問	2018年5月28日(月)	地裁301号法廷

### 第14回裁判 (証人尋問・被告)

6月14日(木)  
午後1時30分

301号法廷

※裁判終了後、報告会  
をします。

### 裁判終了後、報告会

○会場 「割烹・みくに」 (福岡市中央区赤坂1-9-23)  
電話092-712-8550

\*最寄り駅  
赤坂駅から徒歩  
約2分、裁判所  
から徒歩4分



#### ◆財政支援カンパ

\*郵便振替 一口1,000円(何口でも可)  
名称/防衛大人権侵害裁判を支援する会  
口座/01750-5-145369

#### \*労働金庫

名称/防衛大人権侵害裁判を支援する会  
事務局長 前海満広  
口座/九州労働金庫福岡県庁前支店  
6725504